

町田市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 ( 2 0 2 0 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市市民農園条例の一部を改正する条例

町田市市民農園条例（平成6年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の不承認)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民農園を<u>毀損する</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 利用期間内に農園を<u>休止し、又は廃止する</u>必要が生じたとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用料は、1平方メートル当たり月額<u>65円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第14条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 附帯施設を<u>毀損し、又は汚損</u>すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(利用の不承認)</p> <p>第8条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民農園を<u>き損する</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 利用期間内に農園を<u>休止</u>又は廃止する必要が生じたとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用料は、1平方メートル当たり月額<u>50円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第14条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 附帯施設を<u>き損</u>又は汚損すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条、第10条及び第

1 4条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。